

鳥取市補助金カルテ

NO.	334	担当課	市議会事務局	外線	0857-30-8443
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	政務活動費交付金				
概要	市議会における会派または会派に属さない議員に対し、調査研究、その他活動に要する経費として政務活動費を交付。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	地方自治法第100条第14項から第16項				
創設年度	H13	終期	-		
効果目標	-				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	議会費	項	議会費	目	議会費
歳出事業名		政務活動費交付金			
R 8 予算	11,520千円				
R 8 予算 積算根拠	30,000円×12月×32人		過去実績	件数	決算額 (千円)
			R 7 (見込)	11	11,160
			R 6	11	8,633
			R 5	12	7,832
			R 4	19	5,922
補助率・補助額		1人30,000円／月		上限額	360千円
特定財源	なし（一般財源のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市議会における会派又は会派に属さない議員
交付要件	鳥取市議会における会派又は会派に属さない議員
対象経費	調査研究等、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費。
精算方法	交付決定の同一年度の実績報告、額確定、精算、返還を行っている。
実績確認	収支報告書並びに当該収支報告書に係る領収書又はこれに準ずる書類で確認している。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	【経済性】 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	【効率性】 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	【有効性】 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	×
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	【公平性】 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	【透明性】 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	4
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-8, 2-9 条例に基づき、会派所属議員 1 人につき月額30,000円、会派に属さない議員 1 人につき月額30,000円（半期ごとに交付）
公益性	-
公平性	4-1 条例に基づき、会派所属議員 1 人につき月額30,000円、会派に属さない議員 1 人につき月額30,000円（半期ごとに交付）

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	終期については法令による
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-